

平成28年度



# 環境対策アクションプラン

平成27年度の施策評価  
平成28年度の行動計画



国土交通省

中国運輸局

# 中国運輸局環境対策アクションプラン

～平成 27 年度施策評価及び平成 28 年度行動計画～

## はじめに

行先や目的に応じた「かしこい」移動手段の選択が、わたしたちに求められています。

バスや電車などの公共交通機関は、多くの人々が利用すれば、ひとりで自家用車を利用する場合と比べてCO<sub>2</sub>排出量が少ない乗り物と言えます。

自家用車を利用する場合に、エコドライブの実践により運転方法を工夫することも、環境にやさしい行動のひとつです。

ICカードの導入によって運賃支払いの時間を短縮できますが、混雑時には、降車のための車内移動に時間を要する場面もあります。停留所と信号待ちでそれぞれ停車するため、自転車で移動するよりも時間がかかることがあります。

地域によって、公共交通機関のサービス水準には差がありますが、交通事業者たちは地域の足を守るため、サービス水準の維持に努めながら省エネルギーにも取り組んでいます。

エネルギー消費や温室効果ガス排出を抑制するために、工場の操業など、経済活動を止めるわけにはいきません。それは、交通分野にとっても同じことです。

「社会にとって望ましい交通手段の選択とは何か」を考えることは、環境負荷を抑えながら不便のない社会生活を維持していく方法について考えることです。

## 交通分野における環境対策

国土交通省は、平成26年3月に、2014～2020年度（平成26～32年度）にかけての環境行動計画を策定しました。

「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野を総合的に施策展開することにより、政府が目指す「持続可能な社会」実現に貢献していく方針を掲げています。

環境にやさしい行動は、国民各界各層が一丸となって取り組まなければなりません。

中国運輸局は、わたしたちの暮らしに密接に関わっている交通に起因する環境問題の改善に向け「物流の効率化」「公共交通機関の利用促進」「運輸部門の省エネルギー対策」「次世代型環境対応車の普及促進」等、取組みの着実な推進に努めてまいります。

併せて「環境負荷を減らすためには、どのような交通手段選択が望ましいか」「自分たちが暮らす地域の交通手段を守るために、どうすべきか」について、自ら考えて行動していただく人が一人でも増えるよう、環境負荷低減に向けた行動をとっていただくための啓発活動にも力を入れていきます。

## (参考)

### 【気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）までの道のり】

COPとは、Conference of Parties（締約国会議）の略称で、1992年（H4）に国連で採択された「気候変動枠組条約」締約国の代表が、年に1度集まり、温室効果ガス排出削減等の環境対策について話し合う会議です。

1997年（H9）開催のCOP3で採択された「京都議定書」により、先進国に対してCO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの削減義務が課せられました。

しかし、当時の最大排出国であったアメリカが国内で議会の承認が得られず離脱したこと、そして、削減目標を課せられていなかった中国やインドなどが急速な経済発展を遂げ、温室効果ガス排出国の上位を占めることになったことにより、世界すべての国・地域が参加する、実効的な対策の検討が必要になりました。

2010年（H22）年にメキシコで開催されたCOP16において、「カンクン合意」がなされました。その内容は、京都議定書を離脱したアメリカや、数値目標を持たない中国やインドなどにも温室効果ガスの排出削減を求めるものです。

しかし日本は、途上国に削減義務付け（法的拘束力）がないことを不服とし、京都議定書の第二約束期間（2013～2020年）には不参加の立場を取り、期間内の数値目標を示していませんでした。

### 【COP21 パリ協定について】

開催期間：2015年11月30日から12月11日

開催地：フランス パリ

※2020年以降、世界196の国・地域すべてが温室効果ガス削減に取り組む法的な枠組みを制定

#### ●目標

産業革命前からの気温上昇を2.0℃未満に抑制

1. 5℃未満に収まるよう努力

#### ●CO<sub>2</sub>等排出削減に向けた対策

- ・各国ごとのCO<sub>2</sub>排出削減目標の報告義務付け
- ・目標達成に向けた国内対策の実施を義務付け（削減目標の達成については義務付けなし）
- ・目標は5年ごとに見直す  
可能な限り、より難易度の高い目標を設定。
- ・2023年以降、5年ごとに世界全体の排出削減状況を検証

#### ●途上国支援

先進国に資金援助の努力義務

先進国以外にも自発的な拠出を奨励

## 主要排出国のCO<sub>2</sub>等温室効果ガス削減目標

国・地域	削減目標			CO <sub>2</sub> 排出量 シェア 【2010年】
	いつの時点で	どの時点より	削減率	
中国	2030年までに	国内総生産あたり 2005年比	60～65%	3%
アメリカ	2025年に	2005年比	26～28%	14%
EU	2030年までに	1990年比	14%	10%
インド	2030年までに	国内総生産あたり 2005年比	33～35%	6%
ロシア	2030年までに	1990年比	25～30%	5%
日本	2030年までに	2013年比	26%	3%

※ 2016（平成28）年9月 中国、アメリカが批准

# 国土交通省 環境行動計画(2014~2020)

— 環境危機を乗り越え、持続可能な社会を目指す — **【参考資料】**

## 環境政策を巡る情勢と課題

### 環境危機の深刻化

- 東日本大震災以降の我が国のエネルギー供給体制の脆弱性の深化、CO2排出量の大幅増
- IPCC第五次評価報告書における世界的な地球温暖化の進行に伴う災害リスク増の指摘
- 世界全体での資源制約の強まり
- 世界的な生物多様性の劇的な損失危機

### 重要課題

- 省エネ強化、再生可能エネルギーの徹底活用等により長期的な温室効果ガス排出量を大幅削減する「緩和策」と気候変動による様々な影響に対処する「適応策」の両輪に係る施策の充実強化
- バイオマスのエネルギー・資源利用推進強化、建設廃棄物の削減、効率的な静脈物流システムの構築支援
- 自治体、企業、NPO、地元住民等多様な主体との連携・協働による生態系ネットワークの充実強化

## 基本とすべき5つの視点

### 総合性・連携性の発揮

- ① 環境と経済・社会の統合的向上、グリーン・イノベーション※貢献  
※環境分野の技術革新による経済発展  
(例:環境対応車の開発・普及及び住宅・建築物の省エネ性能の向上、省エネ・再エネ関係の技術開発・普及促進の一体的推進)
- ② 技術力を活かした国際交渉や国際環境協力に取り組む (例:IMOにおけるCO2排出規制の国際的枠組み作り主導と世界最先端の海洋環境技術開発・海外展開の一体的推進、再生水に係る国際標準化)
- ③ 面的な広がりを視野に入れた環境保全施策の展開  
(例:流域単位における生態系ネットワーク形成、低炭素都市づくりの推進)
- ④ 人や企業の行動変容、参画・協働の推進  
(例:環境教育、「見える化」等による公共交通機関利用、省エネ性能の優れた住宅・建築物の選択促進、多様な主体との連携による生態系ネットワーク形成)
- ⑤ 長期的視野からの継続的な施策展開を重視する  
(例:長期的な気候変動予測、リスク評価等に基づく適応策決定、継続的リスク評価による見直し)

## 今後推進すべき環境政策の「4分野」「7つの柱」

### I. 低炭素社会

#### 1. 地球温暖化対策・緩和策の推進

- 1-1 低炭素都市づくりの推進
- 1-2 環境対応車の開発・普及、最適な活用の推進
- 1-3 交通流対策等の推進
- 1-4 公共交通機関の利用促進
- 1-5 物流の効率化等の推進
- 1-6 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進
- 1-7 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- 1-8 下水道における省エネ対策等の推進
- 1-9 建設機械の環境対策の推進
- 1-10 温室効果ガス吸収源対策の推進

#### 2. 社会インフラを活用した再生可能エネルギー等の利活用の推進

- 2-1 海洋再生可能エネルギー利用の推進
- 2-2 小水力発電の推進
- 2-3 下水道バイオマス等の利用の推進
- 2-4 インフラ空間を活用した太陽光発電の推進
- 2-5 気象や気候の予測・過去の解析値の提供による風力・太陽光発電の立地選定等支援
- 2-6 国土交通分野の術力を活用した水素社会実現に向けた貢献の推進

#### 3. 地球温暖化対策・適応策の推進

- 3-1 国土交通分野の技術力・総合力を活かした適応策の推進
- 3-2 水災害・沿岸分野における適応策の推進

### II. 自然共生社会

#### 4. 自然共生社会の形成に向けた取組みの推進

- 4-1 健全な水循環の確保の推進
- 4-2 海の再生・保全
- 4-3 水と緑による生態系ネットワーク形成の推進
- 4-4 ヒートアイランド対策等大気環境保全に関する取組の充実強化

### III. 循環型社会

#### 5. 循環型社会の形成に向けた取組の推進

- 5-1 建設リサイクルの推進
- 5-2 中古住宅流通・リフォームの推進
- 5-3 下水道資源の有効利用の推進
- 5-4 リサイクルポート施策の推進
- 5-5 海面処分場の計画的な整備の推進

### IV. 分野横断的な取組

#### 6. 環境保全の行動変容施策等の継続的展開

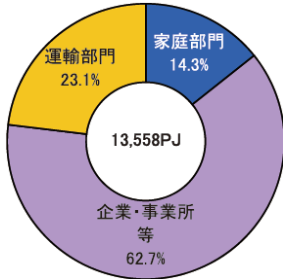
- 6-1 モビリティ・マネジメントによる自動車のかしこい利用等低炭素社会を支えるライフスタイル変容の促し
- 6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進
- 6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進
- 6-4 建設リサイクルの取組みの普及啓発による建設リサイクル参画の推進
- 6-5 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

#### 7. 技術力を活かした環境貢献の高度化の推進

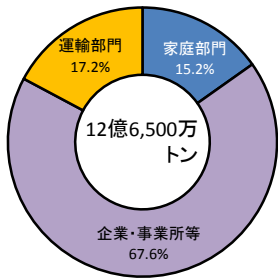
- 7-1 国際的枠組みの主導的参加と先端的環境技術利用・海外展開の一体的推進
- 7-2 環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進
- 7-3 省エネ強化・再生可能エネルギー導入支援等に向けた環境貢献の高度化
- 7-4 気象情報による環境貢献の高度化
- 7-5 地球地図の整備による環境貢献の高度化
- 7-6 ICTを活用した環境貢献の高度化

### わが国の部門別の構成比

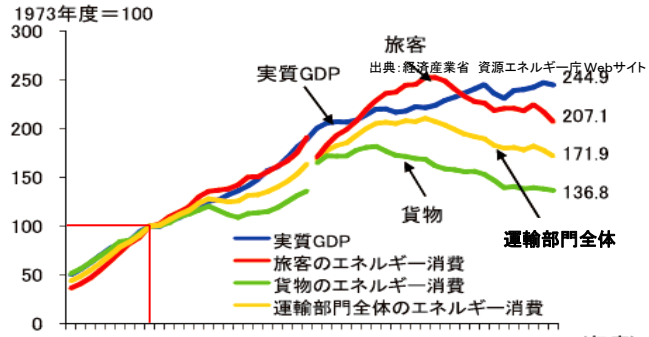
最終エネルギー消費の構成比 (2013年度)



部門別CO2排出割合 (2013年度)



### GDPと運輸部門のエネルギー消費



1973年度と比較して、約2.4倍の経済成長(国内総生産)を遂げましたが、運輸部門全体のエネルギー消費は約1.7倍に留まっています。運輸部門では、省エネルギーの取組みが進んでいます。

### バス・トラックのエコドライブ

エコカーの普及や技術的革新だけでは達成できない

データに基づく指導

機器の活用

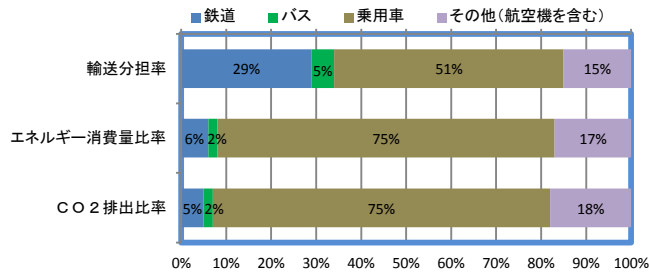


自ら考える

行動改善

バスやトラック事業者の間では、機器を活用したエコドライブの取組みが広がっています。

### 交通手段別の環境負荷



おでかけの手段として、約半数の人が自家用車を選びますが、その行動による環境負荷は、わが国全体の約3/4を占めています。

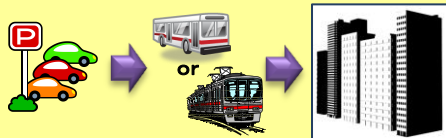
### パークアンドライド

自家用車で通勤すると

- 渋滞
- 交通事故の心配



都市の手前で乗換え



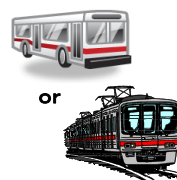
混雑する都市の手前に車を止め、バスや電車で中心部に向かう行動は、合理的であるといえます。

### 行先・目的に応じて賢く使い分ける大学生たち

自家用車を持っていると、モテる?

「そう思う」

※大学の環境サークルでアンケート



しかし、

混雑する中心部へはバスや電車で

# 中国運輸局 環境対策アクションプラン

## 目次

### 地球温暖化対策の推進

#### 環境負荷の小さい交通体系の構築

##### モビリティ・マネジメントの推進

- モビリティ・マネジメント施策の推進 … 1～2

#### 公共交通機関の利用促進

##### 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

- 交通政策基本計画に位置付けられた取組みの推進 … 3
- 持続可能な公共交通ネットワークの構築 … 4
- 地域公共交通確保維持改善事業の推進 … 5～6

##### エコ通勤の普及・推進

- エコ通勤の普及・推進 … 7

##### 公共交通機関利用促進のための支援

- 利用者ニーズの把握 … 8
- 各種イベント等を通じた公共交通利用促進の啓発 … 9

##### 公共交通教室

- 公共交通教室及び公共交通マナーアップキャンペーン … 10

##### 交通バリアフリー化の推進による公共交通機関利用促進

- ターミナル等のバリアフリー化の推進 … 11
- ノンステップバス等の車両導入支援 … 12
- バリアフリー旅客船等の導入推進 … 13
- バリアフリー法（平成18年12月施行）に基づく基本構想策定支援 … 14

##### 利便性の向上・サービス多様化による公共交通機関利用促進

- 多様な運賃・料金の設定等によるサービス多様化 … 15～16

## 物流部門における環境負荷の軽減

### 物流総合効率化法による物流効率化の推進

- 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」による物流効率化の推進 … 17～18

### モーダルシフトの推進

- モーダルシフト等推進事業（補助事業） … 19
- モーダルシフトの推進 … 20

## 環境対応車の普及促進

### 啓発活動等による環境対応車の普及促進

- 低公害車導入促進協議会等を通じた普及促進活動 … 21
- エコカー減税の活用 … 22

## エコドライブの啓発

- エコドライブの普及・促進 … 23～24

## 環境にやさしい事業活動の普及・啓発

### 自動車の適正運行・整備等の推進

- 「自動車点検整備推進運動」の推進 … 25
- 街頭検査の実施 … 26
- 不正改造車の排除運動の実施 … 27
- 整備管理者研修の実施 … 28
- 過積載防止のための監視体制の充実 … 29
- 自動車タイヤ点検整備推進特別運動の実施 … 30

### 環境対応車の導入支援

#### 低公害車の調達・導入の支援

- バス事業者への環境対応車導入支援 … 31
- タクシー事業者への環境対応車導入支援 … 32
- トラック事業者への環境対応車導入支援 … 33



(参考資料)	…	34
<b>環境に配慮した事業活動の推進</b>		
グリーン経営の推進		
■ 運送事業者等のグリーン経営の推進	…	35
環境保全に関する表彰制度		
■ 環境保全等に関する中国運輸局長表彰制度	…	36
庁用車における環境対応車導入		
■ 中国運輸局庁用車における環境対応車調達の推進	…	37
<b>運輸部門における省エネルギー対策</b>		
改正省エネ法への対応		
■ 運輸部門における省エネルギー対策の推進	…	38
省エネ分野における国際協力		
■ 省エネルギーの取組みを海外へ紹介	…	39～40
<b>船舶における省エネルギー活動等</b>		
海上運送事業用船舶への省エネルギー設備、技術の導入推進		
■ 旅客船、貨物船等への省エネルギー設備の普及促進	…	41
<b>海洋環境の保全</b>		
<b>海洋汚染対策・プレジャーボート対策等海洋環境対策</b>		
船舶の適正運航等の推進		
■ 外国船対策の実施	…	42
<b>循環型社会の形成促進</b>		
<b>交通関係リサイクルの推進</b>		
FRP船リサイクルシステムの推進		
■ 中国地区廃船処理協議会によるFRP船リサイクルシステムの推進	…	43

## 使用済み自動車リサイクルの推進

### ■ 自動車リサイクルシステムの構築

… 44

## 環境負荷の小さい交通体系の構築

## モビリティ・マネジメントの推進

## ■モビリティ・マネジメント施策の推進

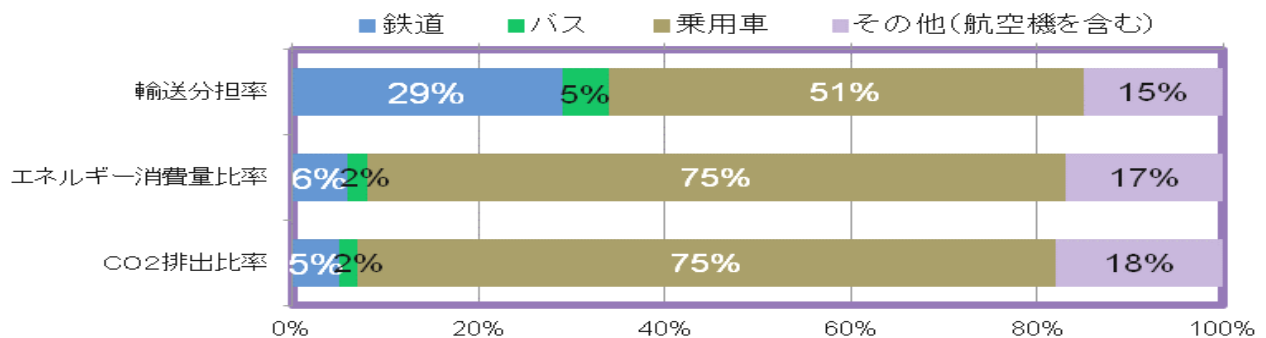
【継続】交通政策部

モビリティ・マネジメントとは、移動手段や社会全体の交通流動を、「人や社会、環境にやさしい行動」という観点から見直し、一人ひとりが改善していくために自発的な行動が取れるようはたらきかけることです。



中国運輸局は平成 17 年 5 月に、有識者、経済団体、交通事業者団体、主要自治体等関係者、教育関係者、国の機関による「中国地方公共交通利用推進等マネジメント協議会」を発足させ、公共交通機関の利用を呼びかけてきましたが、平成 22 年 7 月開催の第 6 回会議をもって協議会は終了しています。

国内旅客輸送機関の輸送比率・エネルギー消費比率・CO<sub>2</sub>排出量比率  
(平成 21 年度：国土交通省「交通関連統計資料集」)



平成 27 年 12 月、フランスで開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において「パリ協定」が採択されました。

日本は、2030 年までに 2013 年度比で 26% (交通部門では 28%) の温室効果ガス削減を、世界に向けて約束しています。

マイカーに過度に依存する交通行動を見直し、公共交通利用を増やさなければ、国際約束を果たすことは困難だと言えます。

## 【27 年度実績】

平成 28 年 3 月に、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団との共催により、広島市において全国初となる「モビリティ・マネジメント教育普及推進セミナー」を開催しました。

中国運輸局は、自家用車への過度な依存を見直して、行先や目的に応じて電車やバスも利用する行動が環境負荷軽減につながることを学習する「環境学習・バスの乗り方教室」を開催してきました。

しかし「環境学習」の部分については、交通政策部発足(平成 27 年 7 月)以降、開催できていません。



第 1 回 モビリティ・マネジメント教育普及セミナーの様子

## 【27 年度実績に対する評価】

教育委員会を訪問し、「地球温暖化が進むと、どのような影響が出るのか」について学習し、公共交通の利用が環境負荷を減らすことにつながることを学ぶ「交通と環境の学習」の開催を呼びかけましたが、開催は実現しませんでした。

文部科学省の学習指導要領に基づく「考える力を身につけ、将来、社会にとって望ましい行動がとれる大人になるための基礎を養う」という、環境の観点から行動変容を促すはたらきかけに賛同が得られなかったことは、反省すべき点です。

学校の先生方は、交通ルールやマナーについて学ぶ「バスの乗り方教室」への関心が高いようです。啓発は波及効果を考慮したうえで、アプローチの手法を工夫する必要があります。

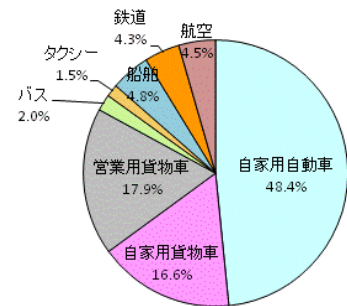
## 【28 年度施策】

法律で規制し達成目標を課すことも重要ですが、人々が自らの頭で考え、納得したうえで行動に移さなければ、交通分野の環境対策は浸透しません。「バスの乗り方教室」は、児童のみではなく保護者にも訴えかけなければ行動変容に結びつかず、公共交通機関の利用は増えません。

交通分野における環境対策では、「自分たちが暮らす地域の交通手段を守るために、どうすべきか」「環境負荷を減らすためには、どのような行動が望ましいか」について、自ら考えて行動する人が一人でも増えることが必要です。

交通政策部環境・物流課は今後も、環境負荷低減に向けた行動変容を啓発するための取組みを続けていきます。

運輸部門のCO2排出量(輸送機関別) 2013年度



出典:国土交通省ホームページ

公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み  
 ■交通政策基本計画に位置付けられた取組みの  
 推進

【継続】交通政策部

平成25年12月4日に交通政策基本法が公布・施行され、同法に基づき、平成27年2月13日に交通政策基本計画が閣議決定されました。

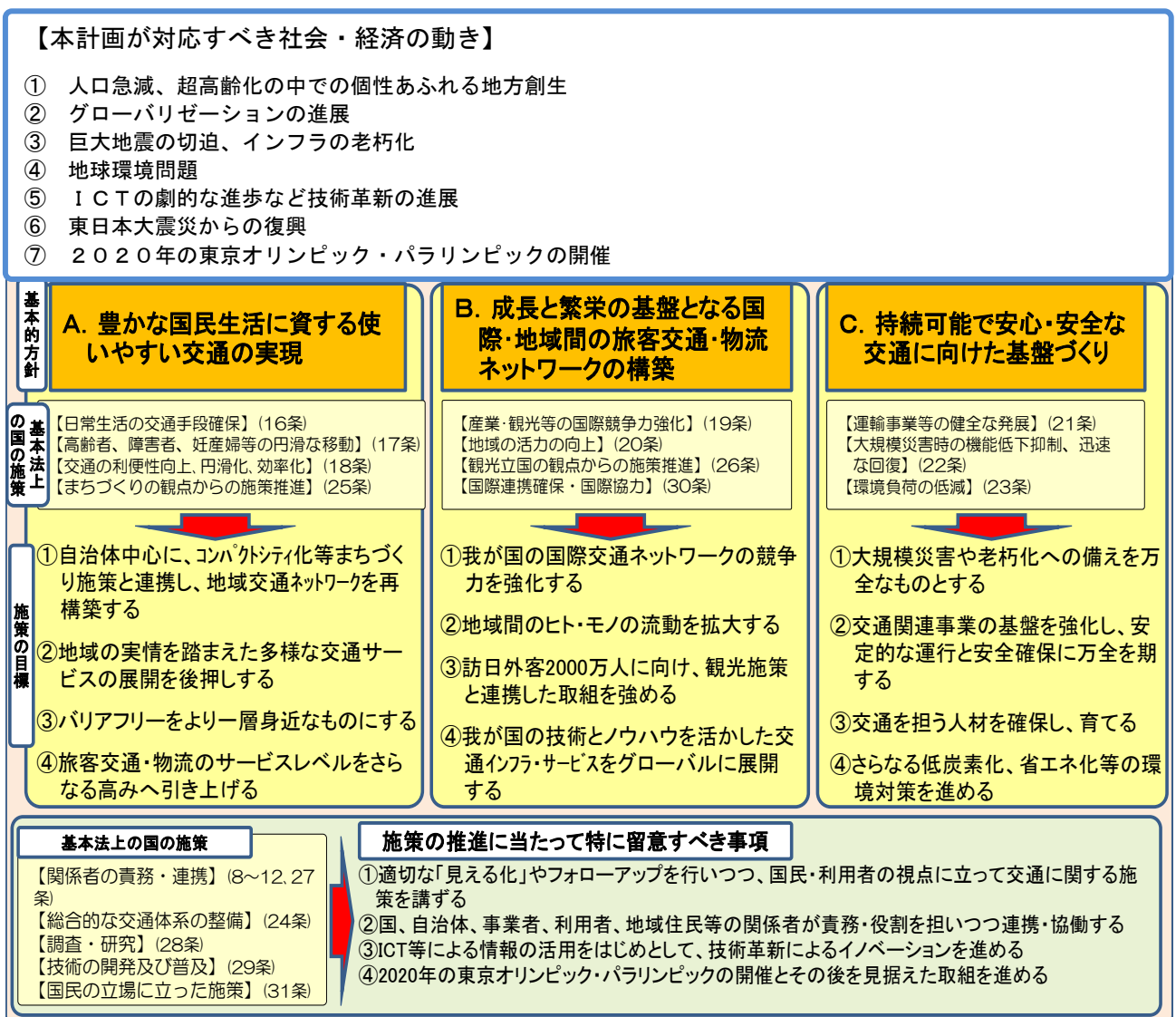
当該計画においては、

- A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現、
- B. 成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築、
- C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

の3つの基本的方針に沿って、国が取り組むべき施策とこれらに対する目標等が位置付けられているところです。

中国運輸局では、当該計画に位置付けられている目標の達成に寄与すべく、取組みを推進していきます。

交通政策基本計画の概要



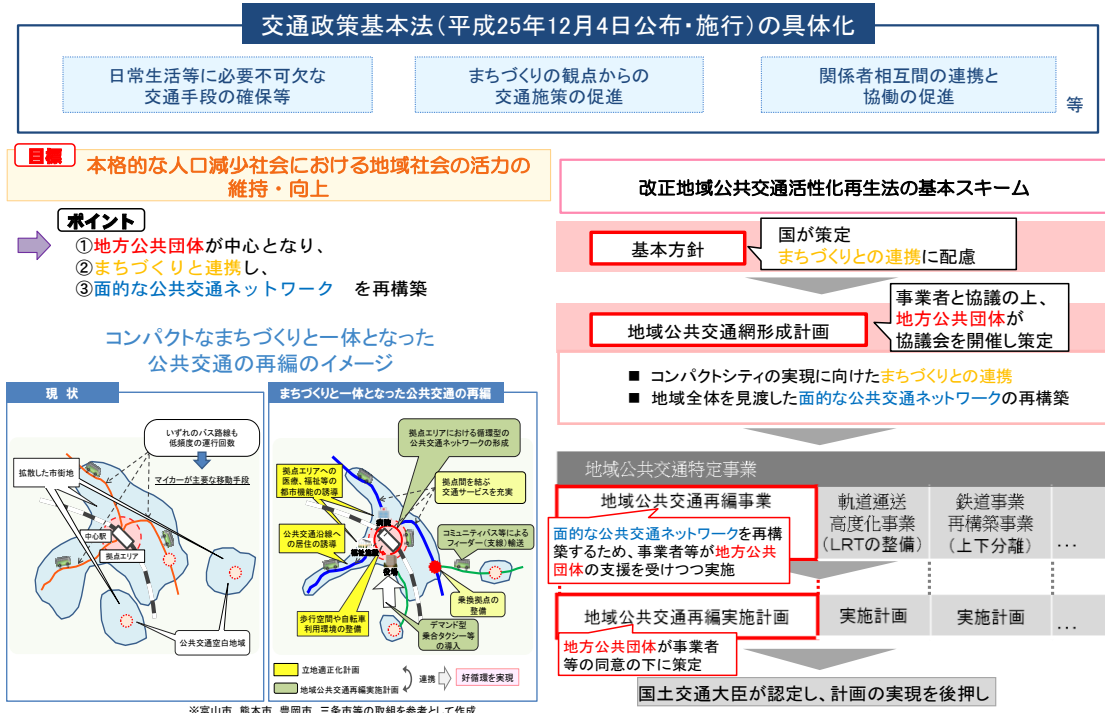
公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み  
 ■持続可能な公共交通ネットワークの構築  
 【新規】交通政策部

平成 26 年 11 月 20 日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

本法律においては、交通政策基本法の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携を図りながら、面的に公共交通ネットワークを再構築するための枠組みとして、地域公共交通網形成計画や地域公共交通再編実施計画等が新たに位置付けられました。

改正地域公共交通活性化再生法（平成26年11月20日施行）の概要



【27 年度実績】

地域公共交通網形成計画については、鳥取県西部地域、島根県大田市、岡山県井原市、瀬戸内市、広島県東広島市、廿日市市、江田島市、三次市、大崎上島町、坂町、山口県山陽小野田市、宇部市、周南市が策定しました。

【27 年度実績に対する評価】

中国運輸局管内では、13件の地域公共交通網形成計画が策定されました。中国運輸局としては、策定した地方公共団体に対して、法令等に記載されている記載事項等、必要な要件が含まれているかなどの観点から助言・サポートを行いました。

【28 年度施策】

引き続き、中国運輸局管内の地方公共団体において、持続可能な公共交通ネットワークの構築が図られるよう、地方公共団体等と緊密に連携を図りながら、案件形成に努めていきます。

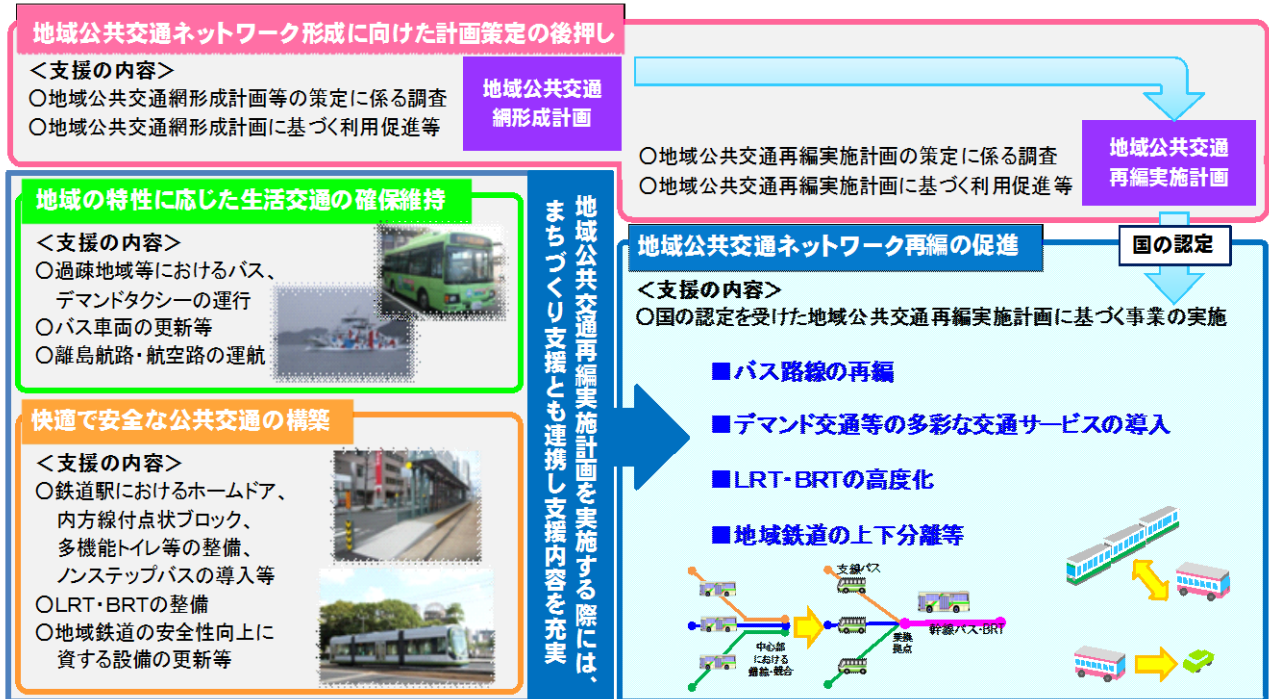
公共交通機関の利用促進

地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

■ 地域公共交通確保維持事業の推進

【継続】 交通政策部、鉄道部、自動車交通部、海事振興部

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供されるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援します。



【27 年度実績】

事業メニュー		補助実績	
地域公共交通確保維持事項	陸上交通	幹線系統運行費	5 協議会 182 系統
		フィーター系統運行費	32 協議会 161 系統
	離島航路	車両減価償却	21 事業者 213 両
		離島航路運営費	3 協議会 20 航路
地域公共交通バリア解消促進等事業	バリアフリー	船舶の代替建造	1 協議会 1 航路
		鉄道駅の移動円滑化	1 事業者 6 駅
	利用環境改善促進	バス・タクシー車両の移動円滑化	16 事業者 52 台
		LRT システム整備（鉄道）	2 事業者
調査等事業	鉄道安全	バスケーショシステム導入等	1 団体 1 事業者
		安全性向上設備整備等	8 事業者
調査等事業	調査事業	計画策定	16 協議会
	地域協働推進事業	利用促進策	3 協議会

※ 交通系 IC カード、ロケーションシステムの導入など観光振興にも資する二次交通の利用環境改善は、平成 28 年度より訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業において支援

## 【27 年度実績に対する評価】

地域公共交通確保維持改善事業に取り組む各地域においては、地域ニーズに基づき策定された生活交通確保維持改善計画の目標達成に向け、最適な移動手段の確保・維持が着実に進められました。

各協議会は市町村等が中心となり、住民・利用者代表、交通事業者等の関係者と連携する中で、地域公共交通の確保・維持・改善を図る新たな工夫が生まれるなど支援による効果が出てきています。

また、地域公共交通を単なる交通としてとらえるだけでなく、地域の多様な関係者と連携することで地域の活性化を図るためのものとしてとらえる意識が各地域において浸透してきていると考えます。

## 【28 年度施策】

多様な関係者による議論を経た最適な公共交通の確保・維持・改善を図る各地域の取組みを引き続き支援していきます。



## 公共交通機関の利用促進

エコ通勤の普及・推進

■エコ通勤の普及・推進

【継続】交通政策部

環境への負荷低減や交通渋滞の緩和を目的とし、自家用車による通勤から公共交通機関や自転車等への転換を図る「エコ通勤」の取組みを支援すると共に、「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及に努めます。

## 【27 年度実績】

会議の場で制度の説明を行ったり、イベント会場でチラシ配布を行うなど、認証登録制度を知ってもらうための広報活動に務めました。

また、平成 28 年 1 月には自治体の交通部局の方などと一緒に、広島県福山市・尾道市方面の企業を訪問し、エコ通勤の制度説明を行いました。

認証登録をとりやめる事業所も出てきていますが、制度に興味を示してくださった事業所が、認証取得に向けて動き始めました。

## 【27 年度実績に対する評価】

エコ通勤に該当する取組みを、認証取得に繋げるのは容易ではありません。

メリットを明確化しなければ、書類作成の煩雑さのほうが目立ち、事業所は認証取得をためらってしまいます。

パーク&ライド等との組み合わせやインセンティブの付与等も検討しつつ、粘り強く取り組んでいく必要があります。

## 【28 年度施策】

環境負荷の低減や交通渋滞の解消、従業員の健康増進などにつながるエコ通勤について、「できることから取組み、無理なく続ければよい。」ことを理解していただけるよう、引き続き、事業所訪問による広報活動等を通じて制度の周知に取り組んでいきます。



広島県	4 事業所
山口県	3 事業所
鳥取県	1 事業所
岡山県	0 事業所
島根県	0 事業所
中国管内 計	8 事業所
全国	6 4 7 事業所

## 公共交通機関の利用促進

## 公共交通機関利用促進のための支援

## ■利用者ニーズの把握

【継続】交通政策部

有識者、高齢者・障がい者団体、施設設置管理者及び地方自治体とともに「各県バリアフリー等地域連絡会議」を開催し、移動等のバリアフリー施策推進のための情報共有と意見交換を行い、高齢者・障がい者等の利用者ニーズの把握に取り組んでいます。

## 【27 年度実績】

平成 28 年 2 月 16 日に「岡山県バリアフリー等地域連絡会議」を、平成 28 年 3 月 23 日に「山口県バリアフリー等地域連絡会議」を開催しました。

## 【27 年度実績に対する評価】

岡山県会議では、「障害への理解、サービスの是正等」について、山口県会議では、「施設の整備等」についてバリアフリーに関する利用者からの要望や苦情に、どのような対応を行っているか、あるいは、どのように対応すれば良いのか等の意見交換を行いました。

双方の会議ともに連絡会議として、意義のあるものとなりました。



【岡山県バリアフリー等連絡会議】

## 【28 年度施策】

島根県と広島県において、バリアフリー等地域連絡会議を開催し、引き続き、地域のニーズに応じたバリアフリー化を目指して取り組みます。

## 公共交通機関の利用促進

公共交通機関利用促進のための支援  
■各種イベント等を通じた公共交通利用促進の啓発  
【継続】 交通政策部

「バスの日」などのイベントや交通事業者が独自で行う交通教室等と連携しながら、広報啓発活動を行い、公共交通の利用促進を推進しています。

## 【27 年度実績】

広島県では「ひろしまバスまつり」などのイベントを利用して、バスに関心を持ってもらうため、来場者に対してマナーアップチラシやグッズ配布を行いました。

また、高齢者の方へ車内転倒防止教室や就学前の保育園児に対し、バスの乗り方教室を行いました。

岡山県では、小学生を対象にしたバス教室を9回開催し、バスの乗り方や交通安全を学んでもらいました。

また、高齢者の方に対し車内事故防止のバス教室を開催しました。

山口県では「やまぐちバス博」において乗り方教室を開催して、公共交通の利用促進をPRしました。

また、自治体と連携し、小学生を対象にしたバス教室を3回開催し、バスの乗り方や交通安全を学んでもらいました。



【やまぐちバス博】

## 【27 年度実績に対する評価】

昨年度に引き続き、イベントを利用した利用促進活動や小学校などに出向いて実施するバス教室等が開催され、また、交通事業者においても実施されるなど、広がりを見せています。

## 【28 年度施策】

山口県が「みんなが利用したくなる生活交通推進会議」の枠組みで取り組んできたバス教室が広島県など他県にも広がってきたことから、これらの枠組みを利用して公共交通の利用促進の啓発活動を進めます。

## 公共交通機関の利用促進

## 公共交通教室

■公共交通教室及び公共交通マナーアップ  
キャンペーン

【継続】交通政策部

公共交通を利用しやすい環境づくりには、交通事業者の努力のみならず、利用者意識の向上と協力が必要です。

乗降車体験、ICカード使用体験、運賃学習、車内マナー、環境問題等を学ぶ「公共交通教室」の開催や、公共交通の「心地よい空間づくり」を目指してJR駅前や港等で「公共交通マナーアップキャンペーン」を行い、過度に依存している自家用車から公共交通への利用促進を図ります。

## 【27年度実績】

広島県、岡山県及び山口県では、イベント会場や小学校等の出前講座によって、公共交通教室を41回実施しました。

交通事業者と行政が、公共交通機関におけるマナーアップの啓発活動として、「マナーアップさわやか運動」を、JR広島駅、JR鳥取駅、一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅など10カ所でマナーアップの声かけやグッズの配布を行いました。なお、JR岡山駅において初めて、運動を実施しました。



【マナーアップ声かけ】

## 【27年度実績に対する評価】

公共交通の利用経験がない小学生が増えている中で、「公共交通教室」を実施し、公共交通の役割や大切さを学ぶことにより、公共交通に対する興味や親しみをもち、利用のきっかけ作りとなっています。また、免許保有率が高くなっている高齢者を対象にした同教室を増やすことにより、車内転倒事故防止とあわせて公共交通への利用転換の契機につなげていく必要があります。

公共交通マナーアップを、JR駅での鉄道利用者を対象とした取組みだけでなく、他の公共交通機関のモードにおいても取り組む必要を感じました。

## 【28年度施策】

公共交通の役割や大切さを学ぶことにより、公共交通に対する興味や親しみをもち、利用の習慣化を形成できるように、公共交通事業者や自治体と連携して「公共交通教室」を開催するとともに、公共交通は大勢が利用する場所なので、公共交通の「心地よい空間づくり」を目指して「公共交通マナーアップキャンペーン」を実施し、公共交通の利用促進を図っていきます。

平成29年度には、中国5県ですべての公共交通機関のモードで「一斉公共交通マナーアップキャンペーン」が実施できるように準備します。

公共交通機関の利用促進

交通バリアフリー化の推進による公共交通機関利用促進  
■ターミナル等のバリアフリー化の推進

【継続】自動車交通部

高齢者や障がい者など、移動制約者等が自立した日常生活及び社会生活営むことが出来る社会を目指し、だれでもバスターミナル・タクシー乗り場等を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化設備等の整備を支援します。

【27 年度実績】

該当事業なし

【27 年度実績に対する評価】

なし

【28 年度施策】

バリアフリー基本方針に基づき、段差の解消・誘導用ブロック整備・待合施設・情報提供案内板等のバリアフリー化設備の整備を支援します。

## 公共交通機関の利用促進

交通バリアフリー化の推進による公共交通機関利用促進  
 ■ノンステップバス等の車両導入支援

【継続】自動車交通部

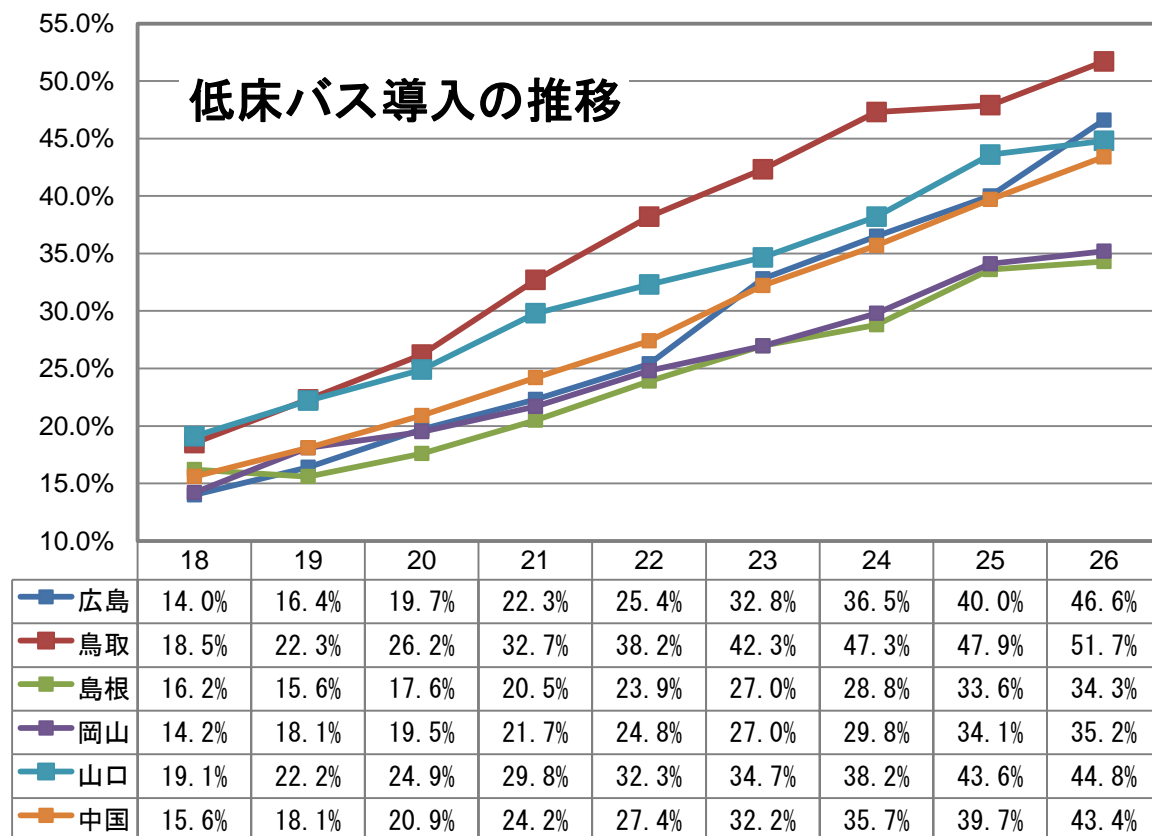
自動車運送事業の地域公共交通確保維持改善事業及び環境対応車導入事業を活用し、ノンステップバス等の導入を支援します。

## 【27年度実績】

ノンステップバス 39 台に対して導入支援を行いました。

## 【27年度実績に対する評価】

中国運輸局管内においても 3 県で導入率 40%を超え、低床バスの導入は進んでいるものの、依然として全国と比べ低水準（26年度の全国平均は 58.9%）にあるため、今後も引き続き導入促進を図り高齢者や障害者の方も利用しやすい環境を整備する必要があります。



## 【28年度施策】

引き続き、低床バスの導入を支援していきます。

## 公共交通機関の利用促進

交通バリアフリー化の推進による公共交通機関利用促進  
■バリアフリー旅客船等の導入推進

【継続】海事振興部

「エネルギー使用合理化事業者支援事業」（(一社)環境共創イニシアチブ）、「海上交通バリアフリー施設整備助成制度」（(公財)交通エコロジー・モビリティ財団）及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国土交通省）」を活用し旅客船・フェリーにおける高齢者・障害者対応船舶の導入を支援します。

## 【27 年度実績】

平成 27 年度における導入実績はありません。

（中国運輸局管内におけるバリアフリー旅客船導入船舶数は 31 隻）

## 【27 年度実績に対する評価】

バリアフリー旅客船については、船価が高額であることから導入が進みにくい事情がありますが、引き続き導入を支援します。

## 【28 年度施策】

今年度も引き続き導入を促進するため、「エネルギー使用合理化事業者支援事業」、「海上交通バリアフリー施設整備助成制度」及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国土交通省）」が活用されるよう支援します。

## 公共交通機関の利用促進

交通バリアフリー化の推進による公共交通機関利用促進  
■バリアフリー法（平成 18 年 12 月施行）に基づく  
基本構想策定支援

【継続】交通政策部

**協議会への参加等**

高齢者や障がい者等の地域における移動等の円滑化を進めるため、地方自治体等へ基本構想策定の働き掛けを行うなど、バリアフリー法に基づく移動等円滑化のための活動を積極的に行います。

**【27 年度実績】**

島根県出雲市に対し、基本構想策定について働きかけを行いました。

**【27 年度実績に対する評価】**

島根県出雲市に対し基本構想策定を働きかけ、基本構想についての理解はしてもらえたものと思われませんが、基本構想の策定までには至りませんでした。

**【28 年度施策】**

引き続き、高齢者や障がい者などあらゆる人たちが自立した日常生活を営み社会活動に参加できるよう、基本構想が策定されていない地方自治体に対してプロモーター活動等を通じた策定の働き掛けを行っていくとともに、基本構想策定協議会に積極的に参画していきます。



## 公共交通機関の利用促進

利便性の向上・サービス多様化による公共交通機関利用促進  
 ■多様な運賃・料金の設定等によるサービス多様化

【継続】自動車交通部・交通政策部

バス事業における多様な運賃・料金の設定や運行サービス等の多様化により、公共交通機関への利用転換を促進します。

## 【27 年度実績】

公共交通機関の利用を促進するために、下記のような運賃・料金が継続して実施されているほか、地域で開催されるイベントや社会実験等とタイアップした割引運賃が実施されました。

こうした特殊運賃や割引運賃については事業者自らの創意工夫による設定に加え、自治体と連携した取組みが増えています。

## 主な割引事例

種 類	内 容
環境定期券	定期券所持者に対し、休日の本人及び同伴家族の運賃の割引を実施 例) 定期券券面表示区域以外に乗車した場合に、1 乗車につき 大人 1 人 100 円、小児 1 人 50 円を支払う (広島県では H23.8 より IC カード PASPY による支払いが可能 となった)
高齢者対象定期券	高齢者を対象に大幅な割引率を適用したフリー定期券
親子体験無料券	小学校の入学予定者と保護者を対象に無料券を配付し、通学路線バスの利用促進を図る
運転免許証返納者割引	自動車運転免許証を返納した方を対象にした割引運賃 (5 割引等)
学生を対象にした割引	学生を対象にした各種の割引 例) ● フリー定期券 ● 中学生・小学生対象定期券 (夏休み等期間限定) ● 受験生・就職活動対象割引運賃 等
観光客を対象にした割引	観光客を対象に 1 日または数日間、一定のエリア内を自由に周遊できる割引運賃 (エリアフリーパス等を設定)

## 【27 年度実績に対する評価】

各種特殊定期券や割引運賃の設定により、バス利用者に対するインセンティブや割安感を与えることで、公共交通機関を利用しやすい環境整備の造成に努めています。

環境定期券については、IC カードでの利用が可能となり、利用者利便も向上しています。

27 年度においては、小中学生を対象とした夏休み定期券や、学生を対象とする通学フリー定期券の設定、就学前の親子対象の体験無料券の設定など若年層・親子の利用を促進する運賃や、観光客や高齢者を対象とするさまざまな割引運賃が設定され、バスの利用促進に一定の効果を上げました。

### 【28 年度施策】

引き続き、バス事業における多様な運賃・料金の設定や運行サービス等の多様化により、公共交通機関への利用転換を促進する取り組みをすすめます。

物流部門における環境負荷の軽減

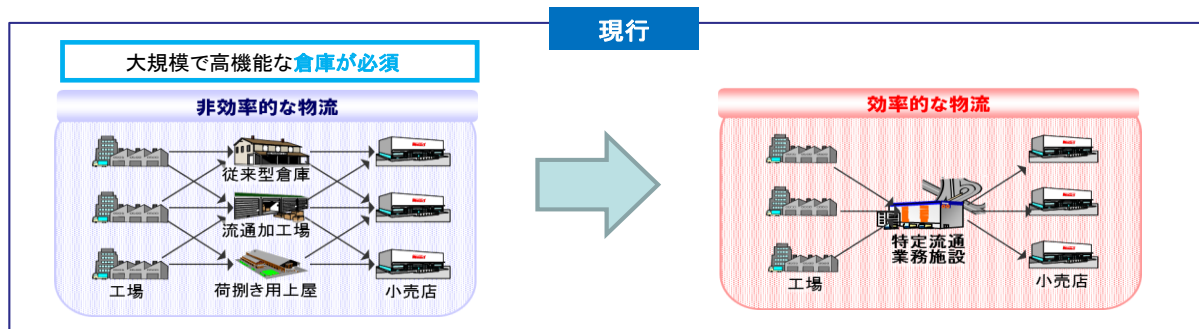
物流総合効率化法による物流効率化の推進

■「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」の一部改正による物流効率化の更なる推進

【継続】交通政策部

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下、「物効法」）は、平成 17 年 10 月に施行されました。輻輳する輸送網の集約、輸配送の共同化や長距離・大量輸送効率化に優れた輸送機関へのモーダルシフトを図るなどの取組みにより、物流を総合的かつ効率的に実施し、物流コストの削減や環境負荷の低減を図る事業者に対しその計画の認定を行い、支援措置を講じてきたところです。

最近の物流分野の労働力不足への対応を強力に推進するため物効法の一部を改正（平成 28 年 5 月 13 日公布）し、2 以上の者の連携を前提に、更なる物流ネットワーク全体の省力化・効率化を図るため、多様な取組みへと対象を拡大します。

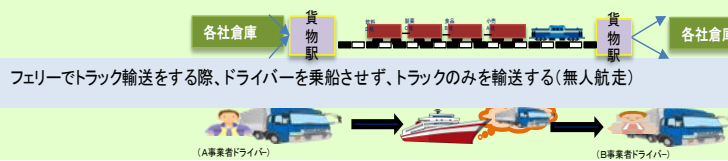


二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携など、様々な取組みを対象にできるよう、枠組みを柔軟化

モーダルシフト

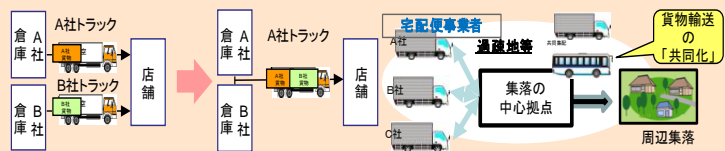
大量輸送が可能で  
環境負荷の少ない  
鉄道・船舶も活用  
した輸送

異業種の複数荷主が連携して必要な貨物量を確保し、貨物列車を運行



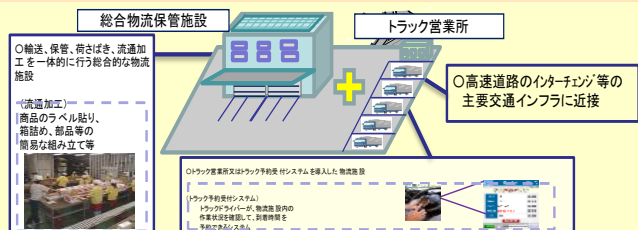
地域内配送共同化

他社との混載や運行頻度の改善等、各社それぞれで行っていた輸送の共同化により、過疎地域内のムダのない配送を実現



輸送機能と保管機能の連携

総合物流保管施設にトラック営業所併設、予約システム導入等の輸送円滑化措置を講じ、待機時間のないトラック輸送を実現



支 援 措 置			
<b>1. H28 予算</b>  <b>【一般会計：38 百万円】</b> ○ モーダルシフト等推進事業 ・ 計画策定経費補助 ・ モーダルシフト等運行経費補助  <b>【エネルギー対策特別会計：37 億円】</b> ○ 物流分野における CO <sub>2</sub> 削減対策推進事業 ・ シャーシ・コンテナ、共同輸配送用車両等の購入補助	<b>2. 税制上の特例</b>  ※税制大綱において、物流総合効率化法の改正を前提に次の措置を講じることとされている。  <b>① 輸送連携型倉庫の建物整備</b> (所得税・法人税 5 年間割増償却 10%) (固定資産税・都市計画税 5 年間倉庫 1/2 付属設備 3/4)  <b>② 旅客鉄道による貨物輸送</b> ・ 貨物用車両 ・ 貨物搬送装置 (固定資産税 5 年間 2/3 等)	<b>3. 立地規制に関する配慮</b>  ・ 市街化調整区域の開発許可の配慮等	<b>6. 事業開始における手続き簡素化</b>  ・ 新規路線での貨物鉄道の運航、カーフェリーの航路新設の許可みなし  ・ 自社貨物に加え、他社の貨物輸送も請け負う場合のトラック事業の許可のみなし  ・ 過疎地等の地域内配送の共同化のための軽トラック事業届出みなし  ・ 自家用倉庫を輸送連携型倉庫に改修して他業者に共用する際の倉庫業の登録みなし 等
		<b>4. 中小企業者に対する支援</b>  ・ 中小企業信用保証協会による債務保証の上限引き上げ等	
		<b>5. 食品生産業者等に対する支援</b>  ・ 食品流通構造改善促進機構による債務保証 等	

### 【27 年度実績】

27 年度においては総合効率化計画 2 件の認定を行いました。  
これにより中国運輸局管内の認定実績は 17 件になりました。

### 【27 年度実績に対する評価】

27 年度に認定した 2 件の CO<sub>2</sub> 排出量を削減する計画は、合計年間約 650.1t の削減となっており、環境負荷の低減が図られています。認定実績 17 件全体の CO<sub>2</sub> 排出量削減計画は 2,072.7 t となりました。

平成 17 年 10 月の法施行後、継続した広報・啓発の取組みを通じ、着実に認定実績は増加していますが、今後も制度の広報・啓発を継続して行うとともに、総合効率化計画の認定を通じて、物流効率化の一層の推進を図る必要があります。

### 【28 年度施策】

自治体や関係団体へ改正法の広報・啓発を行うとともに、輸送の効率化や共同化を検討している事業者へ積極的に関わり、総合効率化計画認定件数の増加を図ることにより、更なる物流の省力化・効率化を進めます。

物流部門における環境負荷の軽減

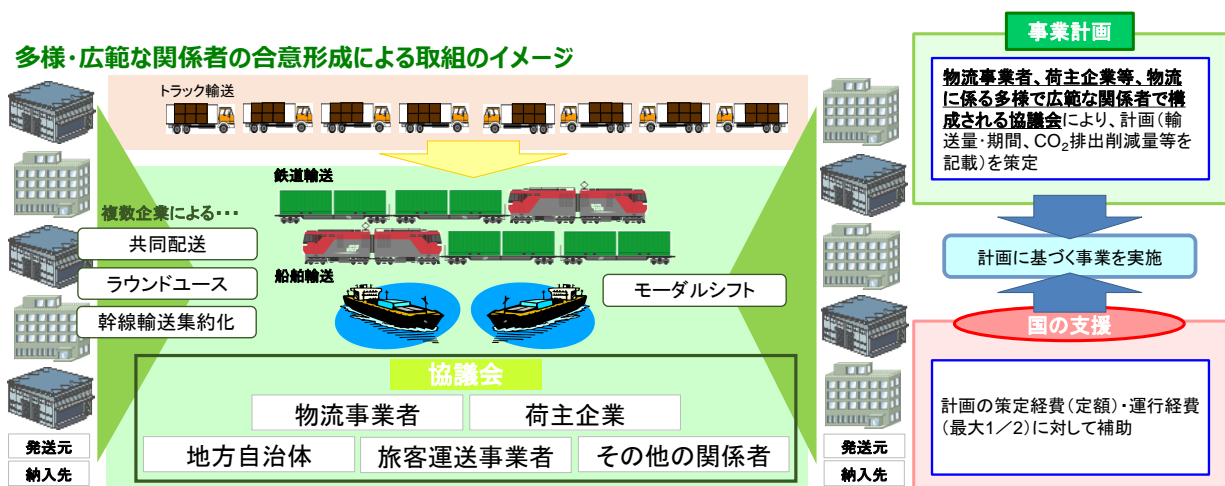
モーダルシフトの推進

■モーダルシフト等推進事業（補助事業）

【継続】交通政策部

CO<sub>2</sub>排出原単位の小さい輸送手段である鉄道輸送や、海上輸送への転換を図るモーダルシフト等を推進するため、物流事業者、荷主企業など物流に係る多様で広範な関係者によって構成される協議会の立ち上げ及び物流の効率化に向けたモーダルシフト等に関する計画策定経費や当該計画に基づく運行経費の一部支援を行います。

温室効果ガスの削減による地球温暖化防止及び低炭素型物流体系の構築や物流の効率化を推進するため取り組みを強化します。



【27 年度実績】

全国で 20 件（中国運輸局では 2 件）の応募があり、外部有識者からなるモーダルシフト等推進事業評価委員会の意見を踏まえた結果、12 件が認定され、中国運輸局からはトラック輸送から鉄道輸送、海上輸送へ転換を図る計画が 1 件認定されました。

【27 年度実績に対する評価】

事業開始当初は認定された計画輸送量を下回りましたが、その後順調にモーダルシフトが進み、補助対象期間中 391.1 トンの CO<sub>2</sub> が削減され、現在も継続的に事業が行われています。

今後も労働力不足対策や物流生産性向上に資するモーダルシフト等推進事業について引き続き取り組んでいく必要があります。

【28 年度施策】

モーダルシフト、トラック幹線輸送の集約化、地域内集配の共同化に関する計画の策定経費やその計画に基づく運行経費の一部を補助します。

モーダルシフトについては、前述の改正物効法において初めて法律上に位置づけられました。物流のモードを超えた最適で効率的な輸送を取り組む体制を進めていきます。

## 物流部門における環境負荷の軽減

## モーダルシフトの推進

■モーダルシフトの推進（見学会・環境省連携補助事業）

【継続】交通政策部

モーダルシフトを促進するために、その他にも様々な取組を行っています。

## 【27 年度実績】

平成 28 年 2 月 22 日、荷主企業や物流事業者等を対象として「鉄道コンテナ見学会」を開催しました。

本見学会は、CO<sub>2</sub>削減のみならず、物流分野における深刻な労働力不足対策にも貢献する「モーダルシフト」において鉄道輸送に焦点をあてたものです。

モーダルシフト等に係る国の支援制度を積極的に活用して頂くために説明会を実施するとともに新南陽駅において化学薬品を運ぶ ISO 規格タンクコンテナや、一般的な 12 フィートコンテナの荷役作業を見学した後、実際に使用されている様々な鉄道コンテナを間近で見学しました。



【ISO タンクコンテナ荷役作業】

## 【27 年度実績に対する評価】

「鉄道コンテナ見学会」には、物流事業者や荷主企業など 22 名の参加があり、参加者からのアンケートでも「労働不足の問題を抱えている」という声が多数寄せられるなどモーダルシフトや鉄道輸送に対する関心の高さがうかがえました。また、見学会への参加を通して物流コストや CO<sub>2</sub>削減に関する理解をより一層深めて頂きました。

今後も引き続き、モーダルシフトの更なる促進に向けた取組みを図ります。

## 【28 年度施策】

環境省と連携して実施する「物流分野における CO<sub>2</sub>削減対策促進事業」により、貨物鉄道や内航海運の輸送力を有効活用するためモーダルシフトに資する設備・機器の導入経費や、鉄道コンテナは 12 フィートコンテナが主流ですが、中長距離の幹線輸送分野で主力となっている 10 tトラックと同等の積載能力を持つ鉄道輸送用 31 フィートコンテナなどの大型コンテナの導入経費の一部補助をしております。

環境対策やドライバー不足対策にも貢献するモーダルシフトについて、今後も PR に努めます。

## 環境対応車の普及促進

## 啓発活動等による環境対応車の普及促進

■低公害車導入促進協議会等を通じた普及促進活動

【継続】交通政策部

2010年4月に、経済産業省は「次世代自動車戦略2010」を策定しました。

部品の軽量化・省エネ化、国際標準化の推進等の総合的な取り組みにより、燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）などの普及を進めていくこととしています。

中国地方においては、中国運輸局が事務局を務める「中国地区低公害車導入促進協議会」の名において、燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車などをイベントに展示することにより、温室効果ガス削減に寄与する次世代自動車の普及促進に資する活動を行っています。



## 【27年度実績】



平成27年10月に、広島市西区で開催されたイベント「Go! Go! Carにばる」において、「中国地区低公害車導入協議会」としてエコカーの出展を行いました。

自動車販売店等の協力により燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル自動車など14台の環境対応車の展示を行いました。

## 【27年度実績に対する評価】

新車販売の半数を占めるハイブリッド車は、「エコカー」として、広く認識されています。

しかし、内燃機関を動力とする自動車は、技術革新が進んでも燃料消費をゼロにすることはできません。

燃料電池自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド車等の「次世代自動車」の認知度を高めると同時に、燃料を無駄なく使うためには、エコドライブの浸透が重要です。

ハードとソフトの両面からの取組み強化が、今後の課題です。

## 【28年度施策】

環境対応車の普及が進むことは運輸部門の環境対策にとって有効ですが、限りある資源を効率よく使うためには、燃料を大切に使う省エネルギーの視点が必要です。

環境・物流課は、エコドライブ講習会の開催等と併せ、今後もハード・ソフトの両面から、交通分野の環境対策に取り組めます。



## 環境対応車の普及促進

## 啓発活動等による環境対応車の普及促進

## ■エコカー減税の活用

【継続】自動車技術安全部

平成 26 年度に税制改正が行われ、エコカー減税対象自動車に係る燃費性能に関する要件が見直されました。

燃費性能に優れる自動車について、エコカー減税やグリーン化特例措置の活用により車体課税負担を軽減することで、環境対応車の普及を促進します。

## 自動車重量税の軽減制度【乗用車等の例 平成27年5月～】

対象車	排出ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車			免税
燃料電池車			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(ポスト新長期規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	★★★★ 平成17年排出ガス基準 75%低減達成	平成32年度燃費基準 +20%達成	免税
		平成32年度燃費基準 +10%達成	75%軽減
		平成32年度燃費基準 達成	50%軽減
		平成27年度燃費基準 +10%達成	25%軽減
		平成27年度燃費基準 +5%達成	

自動車取得税の減免については、平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの間に売買等で取得した場合に適用されます。また、自動車重量税の減免については、平成 27 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日までの間に新車新規登録した場合に適用されます。

## 【27 年度実績】

平成 26 年度税制改正による新エコカー減税の情報を中国運輸局ホームページに掲載しました。  
(<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/gian/juuryouzei.html>)

また、自動車登録・検査の窓口においても情報提供を行いました。

## 【27 年度実績に対する評価】

各自動車メーカーの減税適用車種が拡充したことにより、環境対応車の普及が進んでいます。

## 【28 年度施策】

引き続き、新エコカー減税制度の活用のための情報を中国運輸局ホームページに掲載するとともに、自動車登録・検査の窓口においても来庁者に対する周知を行うなど積極的に情報提供を行っていきます。



## エコドライブの啓発

## エコドライブの普及・啓発

## ■エコドライブの普及・啓発

【継続】交通政策部

2014年度（平成26年度）の我が国における温室効果ガス排出量のうち、運輸部門からの排出は17.2%であり、そのうちの50.2%が自家用車によるものです。

しかし、わたしたちが環境問題を考えた時に、便利な自動車の存在を完全に否定することは非現実的です。そこで、自動車の利用にあたっては環境に配慮した方法を身に付け、実践することが重要です。

気軽に実行でき、効果を実感できる交通分野の環境対策として、中国運輸局ではエコドライブを推進しています。



## 【27年度実績】

岡山運輸支局は10月24日（土）、一般社団法人日本自動車販売協会連合会岡山支部・岡山県軽自動車協会との共催により、「エンジョイ・エコドライブ・おかやま」を開催しました。58名の参加者が、販売店の用意した20台の新車で、観光とドライブを組み合わせたイベントを楽しみました。

また、中国運輸局では広島運輸支局を会場に、座学で得た知識を走行で実践する「エコドライブ講習会」を、日本自動車連盟（JAF）との共催により、11月7日（土）に開催しています。



## 【27年度実績に対する評価】

省エネルギーや、自家用車に過度に依存した交通行動の見直しについて考えていただくきっかけとなるよう、エコドライブをできるだけ多くの方々にご理解いただき、実行していただく必要があります。



しかし、近年はスタッフの負担増加等も影響し、6月の環境月間内と11月のエコドライブ推進月間内にそれぞれ（年2回）開催していた中国運輸局と日本自動車連盟（JAF）の共催によるエコドライブ講習会は、平成27年度より年1回の開催となりました。

ひとりでも多くの方にエコドライブを身につけて実践していただけるように、講習会の開催時期や会場、講習会の内容について検討が必要です。

## 【28年度施策】

エコドライブには交通の流れを乱さない効果もあり、安全運転や交通の円滑化にも繋がります。省燃費運転のポイントを学び、実践することにより、30%もの燃費向上を体感された参加者もいらっしゃいます。

トラックやバスなどの運送事業者の間では、交通安全教育と省燃費による経営コスト削減の観点から、エコドライブの取り組みが広がっています。しかし、一般ドライバーの間にエコドライブが十分に広がっているとは言えません。

エコカーの普及だけに頼ってはいけません。運輸部門の環境対策は浸透しません。燃料を大切に使う心掛けが重要です。

エコドライブ普及のためには、エコカーの普及と併せたハード・ソフト両面からの取組みが必要になります。

今後も、関係団体と連携しながら積極的な啓発に努め、講習会へひとりでも多くの方に参加していただけるよう、効果的な呼びかけを工夫するなどし、エコドライブの普及に取り組めます。



## 自動車の適正運行・整備等の推進

## 自動車の適正運行・整備等の推進

### ■「自動車点検整備推進運動」の推進

【継続】自動車技術安全部

自動車関係団体の協力を得て、中国運輸局管内で、点検整備の励行に関する意識の高揚を推進するための取組みを行います。

### 【27年度実績】

◇マスコミ等による広報

(地方自治体 87 箇所、雑誌等への掲載 1 誌)

◇点検教室の開催 (24 回、来場者数 27,695 名)

◇整備相談窓口の開設 (3 回)

◇ポスター (1,270 枚)、チラシ (38,850 枚)、冊子 (3,500 冊)  
配布



【自動車なんでも相談】

### 【27年度実績に対する評価】

自動車関係団体の協力を得て、点検教室・整備相談窓口の設置等の様々なイベントを通じて啓発を行い、一般ユーザーに対し、点検整備の必要性について意識の高揚が図られました。

### 【28年度施策】

自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「自動車点検整備推進運動」を展開し、特に9、10月を強化月間として以下の点を重点的に取り組みます。

◇ポスター、チラシ、冊子の配布

◇自動車点検フェルティバルの開催

◇マイカー点検教室、無料点検の実施

◇「自動車なんでも相談窓口」の設置



【マイカー点検教室】

## 自動車の適正運行・整備等の推進

## 自動車の適正運行・整備等の推進

### ■街頭検査の実施

【継続】自動車技術安全部

警察、自動車検査独立行政法人及び自動車関係団体と共同で実施します。

特に、「不正改造車を排除する運動」の強化月間中（毎年6月）には、警察と連携を密にして、不正改造車撲滅に向け取り組みます。

### 【27年度実績】

中国運輸局管内の平成27年度目標として、検査回数75回、検査台数6,400台を設定し、最終的に検査回数は合計157回、検査台数は6,213台となりました。

また、暴走族車両等を対象とした深夜・早朝における街頭検査を2回、43台実施しました。



【不正改造車排除】

### 【27年度実績に対する評価】

検査回数は目標の約209%を達成し、検査台数は目標の約97%となりました。整備不良車等の排除に効果がありました。

### 【28年度施策】

平成28年度の街頭検査における検査台数は全国で11万台、中国運輸局管内で6,400台以上の数値を設定しています。中国運輸局は、年間実施回数97回以上の実施目標を設定し、不正改造車撲滅、整備不良車の排除等にむけて取り組みます。

## 自動車の適正運行・整備等の推進

## 自動車の適正運行・整備等の推進

### ■不正改造車の排除運動の実施

【継続】自動車技術安全部

自動車関係団体の協力を得て、不正改造防止に関する広報活動を実施します。

### 【27年度実績】

- ◇ポスター(2,174枚)、チラシ(37,041枚)の配布  
広報(各県自治体等への配布、各県関係団体広報へ掲載)
- ◇会議等の開催(26回、参加人数は1,743名)
- ◇自動車整備事業者への監査(130件)
- ◇不正改造に関する情報(31件)
- ◇車両の改造等に関する相談(409件)



【不正改造車排除】

### 【27年度実績に対する評価】

運動を効果的に進めるため、庁舎内への懸垂幕や電光掲示板による広報活動の推進及び街頭検査の実施並びに各種研修会等において周知・徹底を図り、一定の効果が得られました。

### 【28年度施策】

車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を展開し、特に6月を強化月間として以下の点を重点的に取り組みます。

- ◇広報活動の推進
- ◇自動車整備事業者への監査
- ◇迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口(不正改造車・黒煙110番)の設置
- ◇街頭検査・指導の実施

自動車の適正運行・整備等の推進

自動車の適正運行・整備等の推進

■整備管理者研修の実施

【継続】自動車技術安全部

事業用自動車等の適正な点検整備を実施し、排出ガス低減を図るため、運送事業者等で選任が義務づけられた整備管理者への研修を実施します。また、自動車技術の進歩及び道路運送車両法等の改正に伴う自動車を取り巻く環境変化の周知徹底を図ります。

【27 年度実績】

中国運輸局管内で以下のとおり研修を実施しました。

- ◇ 選任前研修：54 回（受講者数 1,457 名）実施
- ◇ 選任後研修：30 回（受講者数 3,168 名）実施

【27 年度実績に対する評価】

整備管理者に対して、車両管理に対する重要性に関する知識と技能の向上が図られました。

【28 年度施策】

年間を通じて選任前研修については毎月 1 回程度、選任後研修については適時実施し、整備管理者としての必要な情報を提供します。

## 自動車の適正運行・整備等の推進

## 自動車の適正運行・整備等の推進

### ■整備管理者研修の実施

【継続】自動車技術安全部

大型トレーラ等特大車両の不正使用による過積載を防止するため、監視体制を充実します。

### 【27 年度実績】

中国運輸局管内で春・夏・秋の全国交通安全運動、不正改造車を排除する運動等による街頭検査を年間 82 回実施し、大型トレーラの不正使用についての監視活動を実施しました。

また、中国地方整備局と合同で、特殊車両の取締りを主体とした街頭検査を 2 回実施しました。



【軽油抜き取り調査】

### 【27 年度実績に対する評価】

上記活動を通じて、大型トレーラの不正使用防止や過積載防止の効果がありました。

### 【28 年度施策】

引き続き不正改造車を排除する運動、自動車点検整備推進運動等の各種運動と連携し、監視体制を強化・充実します。

また、中国地方整備局が行う特殊車両通行許可に係る取締りに参加する等、関係機関と協力し監視体制を強化します。



【コンテナセミトレーラーへの指導】

自動車の適正運行・整備等の推進

自動車の適正運行・整備等の推進

■自動車タイヤ点検整備推進特別運動の実施

【継続】自動車技術安全部

【27 年度実績】

平成 27 年の春の交通安全運動期間中、管内の運輸支局及び自動車検査登録事務所において、日本自動車タイヤ協会中国支部等の協力を得て、669 台の自動車に対しタイヤ点検を実施しました。

【27 年度実績に対する評価】

自動車ユーザーに対して、タイヤ点検の重要性について啓発を行ない、タイヤの保守管理に効果がありました。

【28 年度施策】

タイヤの整備不良は、燃費の悪化による環境への影響やスリップによる事故への要因となることから、年間を通じてタイヤ点検の重要性をPRします。



【タイヤ・空気圧点検】



## 環境対応車の導入支援

### 環境対応車の調達・導入の支援

■バス事業者への環境対応車導入支援

【継続】自動車交通部・自動車技術安全部

地球温暖化問題や大気汚染問題の改善を図るため、バス事業者によるCNGバス等の次世代自動車の導入に対する補助を、平成14年度より行っています。

環境対応車導入事業等を活用し、事業用バスへの環境対応車の導入を支援します。

#### 【27年度実績】

次のとおり導入を支援しました。

◇広島電鉄株 ハイブリッドバス 5台

#### 【27年度実績に対する評価】

地域交通グリーン化事業や環境対応車導入事業による補助対象車両は、車両価格が比較的高価な燃料電池自動車・電気自動車・CNG車・ハイブリッド車に限られており、実際に利用できる事業者が少ない中、計画的な導入が図られています。



【広島電鉄(株) ハイブリッドバス】

#### 【28年度施策】

引き続き、バス事業者への環境対応車導入を支援していきます。

## 環境対応車の導入支援

### 環境対応車の調達・導入の支援

■タクシー事業者への電気自動車等の導入支援

【継続】自動車交通部・自動車技術安全部

地域交通グリーン化事業を活用し、電気自動車タクシーや燃料電池自動車タクシーの導入を支援します。

#### 【27 年度実績】

次のとおり導入を支援しました。

電気自動車タクシー	1 事業者	5 台
-----------	-------	-----



#### 【27 年度実績に対する評価】

1 事業者のみですが、昨年度実績の 3 台から増加となりました。

補助制度の浸透が十分ではないことから、内容をわかりやすく周知し、普及促進に努める必要があります。

#### 【28 年度施策】

観光地、環境未来都市等において電気自動車タクシーや燃料電池自動車タクシーの集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的取り組みを行う事業者等を、引き続き支援していきます。

## 環境対応車の導入支援

### 環境対応車の調達・導入の支援

■トラック事業者への環境対応車導入支援

【継続】自動車交通部・自動車技術安全部

地球温暖化問題や大気汚染問題の改善を図るため、トラック事業者によるCNGトラック等の次世代自動車の導入に対する補助を、平成14年度より行っています。

環境対応車導入事業により、事業用トラックへの環境対応車の導入を支援します。

#### 【27年度実績】

◇CNGトラック	1事業者	6台
◇ハイブリッドトラック	8事業者	24台



【CNGトラック】

#### 【27年度実績に対する評価】

CNGトラックは昨年度実績（4台）より若干増加し、ハイブリッドトラックについても、昨年度実績（16台）より増加しています。

平成27年度は、平成26年度に引き続き、環境省と国土交通省が中小トラック運送事業者向けに先進環境対応型ディーゼルトラック導入補助事業を連携して実施したことから、申請が分散した可能性があります。環境対応車普及促進対策事業による補助事業者数は、堅調に推移しています。

#### 【28年度施策】

CNGトラック・ハイブリッドトラックは環境対応車導入事業として、電気自動車トラックは地域交通グリーン化事業として、引き続き導入を支援していきます。

(参考資料)

自動車運送事業用車両の環境対応車導入に係る補助制度	地域交通グリーン化事業
<p>◆補助対象車種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CNG バス・トラック</li> <li>● ハイブリッドバス・トラック</li> </ul> <p>※ ただし、以下の車両を除く。</p> <p>〈ハイブリッドトラック〉 最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両</p> <p>〈CNGトラック〉 最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両</p>	<p>◆補助対象</p> <p>【車両の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バス</li> <li>● タクシー</li> <li>● トラック</li> </ul> <p>【充電設備の導入】</p>
<p>◆補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経年車(※)の廃車を伴う新車購入の場合： 通常車両価格との差額の1/2 (又は車両本体価格の1/4)</li> <li>※ 新規登録年月日を起算日として、平成28年度中に11年以上経過している自動車をいう。</li> <li>● 新車だけの購入の場合： 通常車両価格との差額の1/3 (又は車両本体価格の1/4)</li> </ul>	<p>◆補助内容</p> <p>【車両の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バス： 車両本体価格の1/2</li> <li>● タクシー、トラック： 車両本体価格の1/3</li> </ul> <p>※ 燃料電池自動車、超小型モビリティを導入する場合は、事業種別にかかわらず、車両本体価格の1/2</p> <p>【充電設備の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バス： 導入費用の1/2 (超小型モビリティを導入する場合も同様とする)</li> <li>● タクシー、トラック： 導入費用の1/3</li> </ul>

環境に配慮した事業活動の  
推進

グリーン経営の推進

■ 運送事業者等のグリーン経営の推進

【継続】 交通政策部

グリーン経営は、環境保全と経営効率向上の両立を目指した企業経営を進める取り組みです。

運輸部門における環境負荷の軽減につなげていくため、中小規模の事業者でも環境改善に向けた自主的な取り組みがマニュアルに沿って容易に行えるグリーン経営を推進していきます。



グリーン経営認証登録事業所数(平成28年3月末現在)

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫業	合計
広島県	138	16	3	2	1	5	10	175
岡山県	107	14	6	1	0	1	17	146
山口県	72	1	0	0	1	0	9	83
鳥取県	26	0	0	0	0	0	0	26
島根県	19	3	0	0	0	0	0	22
中国計	362	34	9	3	2	6	36	452
全国計	5,664	315	455	12	35	81	626	7,188

【27 年度実績】

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の協力を得て、以下のとおりグリーン経営普及講習会を開催しました。

グリーン経営普及講習会	開催地	開催日	参加人数
トラック事業	広島市	1月26日	18名参加
バス・タクシー事業		1月27日	10名参加
旅客船・内航・倉庫・港湾			11名参加

【27 年度実績に対する評価】

各企業とも経営コスト削減を重視しているなか、環境問題や省エネルギーへの関心は高まっていますが、必ずしも認証取得には結びついていません。中国運輸局管内の認証取得事業所数は、平成23年以降伸び悩んでいます。

制度についての周知方法や、講習会の開催地・開催時期等の見直しを含めた検討が必要です。

【28 年度施策】

交通分野の環境対策の必要性について十分に理解が進んでいるとは言えず、関係部局からの協力を得られにくい状況です。

講習会の内容・開催時期の見直しや、認証取得事業者をホームページ上で公表するなどの活動により、グリーン経営の普及に努めていきます。

環境に配慮した事業活動の  
推進

環境保全等に関する中国運輸局長表彰制度  
■中国運輸局環境保全及びバリアフリー等  
表彰制度 【継続】 交通政策部

平成19年3月に創設した「中国運輸局環境保全及びバリアフリー等関係表彰制度」により、交通に関する環境改善や、バリアフリーの活動成果が顕著であった事業者や団体等を表彰し、運輸部門における環境保全等のさらなる進展を促進します。

【27年度実績】

平成27年11月18日の中国運輸局環境保全及び交通バリアフリー等関係表彰において、特に優れた取組みを行っている以下の方々に対し、表彰を行いました。

表彰項目	所在地	被表彰者	表彰理由
環境保全	広島県	株式会社NISIKIタクシー	ハイブリッド車への代替えを推進し環境に配慮した事業経営
交通バリアフリー	広島県	東広島市	駅施設への連絡通路整備や周辺整備によるバリアフリー化
	広島県	つばめ交通株式会社	職員への英会話教育実施による言葉のバリアフリー化

【27年度実績に対する評価】

中国運輸局管内における環境保全の取組み等に対して表彰を行うことで、促進の一助となりました。

国民各界各層が一丸となって環境対策に取り組むためには、環境保全意識啓蒙の視点が必要です。今後は省エネ法やグリーン経営に沿った取組みも視野に入れ、先進事例を発掘していく必要があります。



【28年度施策】

引き続き、中国運輸局所管の事業者、事業所もしくはその構成する業界団体またはその他関係団体、一般協力者で、環境保全意識啓蒙の促進に繋がるような特に優れた取組みを行っているの方々に対し表彰を行います。

環境に配慮した事業活動の  
推進

庁用車における環境対応車導入

■ 中国運輸局庁用車における環境対応車調達への推進

【継続】総務部

【27 年度実績】

中国運輸局管内庁用車全車両 31 台において、環境対応車の導入率 100%を達成しています。

【27 年度実績に対する評価】

27 年度においては、環境対応車 8 台を代替導入しています。

現在、中国運輸局管内の庁用車は、いずれもクリーンディーゼル車、ハイブリッド車又は燃費基準適合車で、現在 100%の導入率を達成しており、環境対応車の導入に努めています。

【28 年度施策】

国土交通省の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に即した環境対応車の導入については、今後も引き続き、「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）」及びこれに基づく調達方針に基づき、庁用車の導入・代替時には環境負荷の低減に資する次世代自動車等の導入に努めます。

※ グリーン購入の調達者の手引き（平成 28 年 2 月）より

□ 自動車

■ 特定調達品目及びその判断の基準

○ 下記のいずれかの自動車であること。

1. 下記に掲げる次世代自動車であること。  
（ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車は燃費基準あり）
  - 電気自動車
  - 天然ガス自動車
  - ハイブリッド自動車
  - プラグインハイブリッド自動車
  - 燃料電池自動車
  - 水素自動車
  - クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用自動車に限る）
2. ガソリン車、ディーゼル車（クリーンディーゼル自動車を除く）、LP ガス車については、燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと。

運輸部門における省エネルギー対策

改正省エネ法への対応

■運輸部門における省エネルギー対策の推進

【継続】交通政策部

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）が、平成 18 年 4 月に改正されました。運輸部門が規制の対象となり、一定規模以上の輸送能力を有する事業者（特定輸送事業者：自家輸送を含む）に対して、省エネルギー計画の策定とエネルギー使用量等の定期報告が義務付けられました。

【27 年度実績】

平成 27 年度は、中国運輸局管内の特定輸送事業者のうち、5 事業者に対して実態調査を実施しました。

（平成 28 年 3 月 31 日時点

中国運輸局管内特定輸送事業者 29 社）

【27 年度実績に対する評価】

実態調査を実施した 5 事業者は、エコドライブの取組みを中心とした運転手教育を実施するなど、積極的な省エネルギー対策に取り組んでいました。

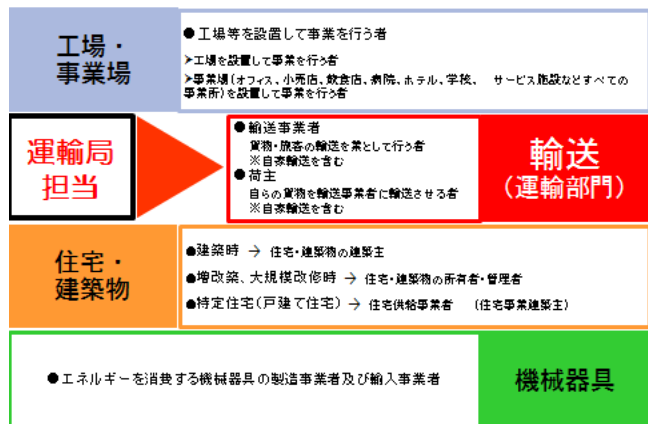
省エネルギーの取組みが運輸部門に浸透するよう、模範となるような取組みを積極的に紹介するなど、情報提供等と組み合わせた指導が、今後、より一層重要になってきます。

【28 年度施策】

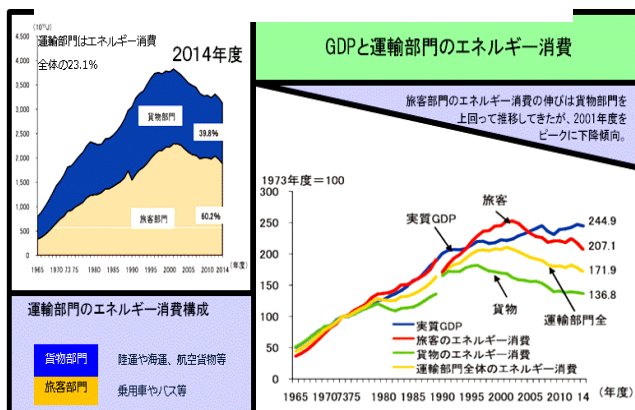
省エネ性能の優れた輸送用機械器具（燃費性能の優れた車両）への代替やモーダルシフトの取組みは、環境対策にも省エネルギー対策にも大きな効果がありますが、エコドライブ等の地道な取組みも、続けていくことで省エネルギーの効果は着実に表れます。

グリーン経営認証制度や参考となる優れた取組みを積極的に紹介するなど、事業者の省エネルギー対策推進に向けた取組みを続けていきます。

省エネ法の規制分野（4分野）



運輸部門のエネルギー消費構成



特定輸送事業者の範囲

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量		9000トン

輸送能力届出書 3月31日時点で上記に当てはまる事業者は、特定輸送事業者として指定を受ける必要がある。

報告義務  
・中長期計画書  
・定期報告書

- 輸送能力届出書提出
- 報告義務発生
- 毎年6月末までに報告

※指定後は毎年出さなくて良い  
※基準より減れば、指定解除（届出が必要）



## 運輸部門における省エネルギー対策

### 省エネ分野における国際協力 ■省エネルギーの取組みを海外へ紹介

【継続】交通政策部

省エネルギーとは、単にエネルギー使用量を減らすことではありません。無駄なエネルギーを使わず、利用効率を高めていくことです。

交通分野が、わたしたちの移動行動に密接に関係している分野であることから、国土交通省では、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づく 4 つの規制分野のうち運輸部門を担当しています。

交通分野における省エネルギーは、事業のサービス水準を下げずに燃料消費を抑えることによって効率化が図られているかどうかを判断しなければなりません。

中国運輸局は平成 26 年度より、海外の行政官たちに交通分野における省エネルギーの取組みを紹介し、意見交換を行う JICA（独立行政法人国際協力機構）の研修に参加しています。

### 【27 年度実績】

平成 27 年 7 月 29 日、広島市内において JICA 研修「省エネルギー政策立案」コースが開催されました。

中国運輸局はこの研修に参加し、中南米（アルゼンチン、ブラジル、ドミニカ共和国、パラグアイ、ペルー）より参加した、エネルギー対策に取り組む 9 名の行政官たちに、トラックやバス事業者におけるドライブレコーダを活用した乗務員教育や、一般ドライバーを対象としたエコドライブ講習の開催など、運輸部門における省エネルギーの取組みを紹介しました。

### 【27 年度実績に対する評価】

来日した研修員（行政官）たちは、26 日間にも及ぶ研修を受講します。カリキュラムには、実際に省エネルギー対策に取り組んでいる交通事業者の視察も含まれています。

「なぜ日本ではそのような取組みを行っているのか」「なぜその取組みが省エネルギーに繋がるのか」を理解していただくのは非常に困難です。

中国運輸局の参加は、わずか数時間ですが、説明とバス事業者や鉄道事業者の視察を組み合わせることにより、省燃費運転や効率的な運行の工夫などを研修員たちが理解するための一助とすることができました。

### 【28 年度施策】

国が異なれば、文化や経済状況も異なります。

しかし、省エネルギーの行動や心がけに、国境はありません。

エネルギーを効率よく使えば、温室効果ガスの排出を抑えることができ、環境面でも大きな効果があります。

参加した各国の行政官たちが、それぞれの国の実態に即した省エネルギー対策・環境対策を考えることが、この研修の目的です。

平成 28 年度も引き続き、JICA による研修が実施されます。

わが国のエネルギー政策に注視し、さまざまな情報や知識の幅広い習得に努め、今後の研修に反映させていきます。



〔地球温暖化対策の推進に関する法律〕

（国の責務）

### 第三条

5 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

船舶における省エネルギー活動等

海上運送事業用船舶への省エネルギー設備、技術の導入推進  
 ■ 旅客船、貨物船等への省エネルギー設備の普及促進

【継続】 海事振興部

環境負荷の低減と海運へのモーダルシフトの受け皿を整備する観点から、旅客船、貨物船等への電気推進システム等、省エネルギー設備の普及を促進します。

【27 年度実績】

あらゆる機会を捉えて、海運事業者等に対して電気推進船（スーパーエコシップ：SES）、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びS I I（環境共創イニシアチブ）の補助制度等のPR、情報提供等を行いました。

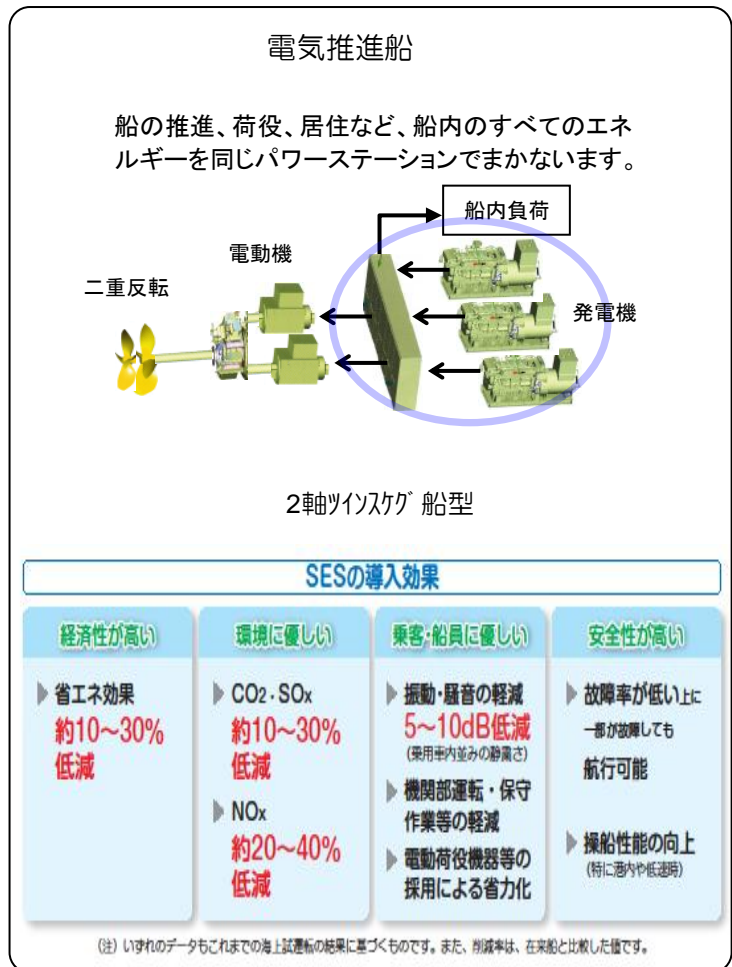
【27 年度実績に対する評価】

スーパーエコシップ船等の導入により、省エネ効果、環境負荷低減、船内環境改善等について優れた性能が発揮されています。

【28 年度施策】

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びS I I（環境共創イニシアチブ）の補助制度等のPRを通じ、旅客船や貨物船への電気推進システム採用船や省エネルギー設備の普及促進を図ります。

スーパーエコシップの特徴



外国船舶に対しては、国際条約に基づきポート・ステート・コントロールを実施し、サブスタンダード船を排除するとともに、海洋環境の保全及び船舶からの大気汚染の防止対策を推進します。

### 【27 年度実績】

中国運輸局が管轄する各港において 774 隻の外国船舶に立入検査を行い、うち 436 隻の船舶に欠陥を指摘しました。

また、重大な欠陥が発見された 14 隻の船舶を拘留処分しました。

### 【27 年度実績に対する評価】

昨年度実績（735 隻）を上回る隻数の立入検査を実施し、海洋環境等に影響のある欠陥（87 件）については是正を指導することで、海洋汚染・大気汚染の防止に寄与しました。



【海洋汚染防止設備を検査する  
外国船舶監督官】

**ポート・ステート・コントロール（PSC）とは**  
航行の安全確保及び海洋環境の保全の観点から、寄港国によって外国船舶に対して行われる監督（立入検査）のことです。

**サブスタンダード船とは**  
設備など、外国船舶が満たすべき国際条約を満たしていない船舶のことです。

### 【28 年度施策】

昨年度以上の実績を目標に、外国船舶へのポート・ステート・コントロールを実施し、油・有害液体物質・廃棄物などによる海洋汚染の防止や NO<sub>x</sub>・SO<sub>x</sub>・CO<sub>2</sub> などによる大気汚染の防止に関する検査を強化します。

交通関係リサイクルの推進

FRP船リサイクルシステムの推進

■中国地区廃船処理協議会によるFRP船リサイクルシステムの推進

【継続】海事振興部

循環型社会の形成の必要性や資源の有効活用などの社会的要請に応えるため、中国運輸局では、中国地方5県をはじめ関係自治体及び(一社)日本マリン事業協会等で組織する「中国地区廃船処理協議会」の枠組みを活用し、廃FRP船の適正な処理を推進します。

【27年度実績】

平成17年度に瀬戸内海を中心とした10県を対象地域として始まった本システムは、平成19年度には対象地域を全国に拡大・展開しました。

中国運輸局では、廃船処理協議会関係者等の協力のもと、ボート所有者に対する本システムの周知広報に努めております。

この結果、中国地区では27年度103隻(全国では559隻)の廃FRP船が本システムを利用して処理されました。

なお、17年度から27年度の県別処理隻数を見ると、中国地区は全国の約18%の隻数を本システムの活用により処理しています。

【27年度実績に対する評価】

中国地区全体における27年度の処理隻数は前年度と比較して増加したものの地域別では前年度を下回っているところもあり、今後も関係自治体と協力して、地域間での情報共有、システム推進への更なる検討が必要と考えます。

【28年度施策】

本システムの運用が始まって以降、中国地区で処理された廃FRP船は1,208隻に上りますが、瀬戸内海における放置艇は依然としてかなりの数が存在しています。

このため、引き続き中国地区廃船処理協議会等において周知広報を徹底することで、FRP船リサイクルシステムの更なる利用促進を図ることとします。



交通関係リサイクルの推進

使用済み自動車リサイクルの推進

■自動車リサイクルシステムの構築

【継続】自動車技術安全部

使用済み自動車及びカーエアコン用フロンの処理、リサイクル部品等の使用促進、マニフェストの確実な交付等の環境問題への取組みを推進します。

【27 年度実績】

環境に優しい自動車関係事業場として 中国運輸局管内の事業場を表彰しました。

- |            |       |
|------------|-------|
| ※ 中国運輸局長表彰 | 6 事業場 |
| 広島運輸支局長表彰  | 1 事業場 |
| 鳥取運輸支局長表彰  | 3 事業場 |
| 島根運輸支局長表彰  | 1 事業場 |
| 岡山運輸支局長表彰  | 2 事業場 |
- (※ 中国運輸局長表彰は平成 19 年度から実施)



【自動車リサイクル施設】

【27 年度実績に対する評価】

自動車リサイクルシステム構築に向けた環境対策への取組みに対する意識の高揚を促すことで、循環型社会の形成に向け、平成 17 年 1 月から本格施行された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」による使用済み自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正に処理するシステムの推進が図られました。

平成 27 年度は、支局長の推薦を受けた他の模範として推奨すべき業績のあった 6 事業場に対して中国運輸局長表彰を実施しました。

【28 年度施策】

引き続き循環型社会の形成に向けて環境対策への取組みに対する意識の高揚を促進し、自動車リサイクルシステムの構築を図るとともに、二酸化炭素排出量削減の取組みも推し進めている環境対策優良事業場に対して、運輸局長表彰等を実施します。



国土交通省

---

中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

TEL : 082-228-3496

FAX : 082-228-3629

---

ホームページURL : <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>